

# 新型コロナウイルス感染症対策 事業者の皆様へ

売上減少に伴い

## I. 当面の運転資金等の調達

### ◆新型コロナウイルス感染症対応資金 (県制度融資)

一定の売上減少の場合、既往債務の借換も含め、3年間の実質無利子や保証料ゼロの融資を行います。

〔申込先〕：第四銀行、北越銀行、大光銀行、信金、信組など県内43金融機関で取扱い

〔中小企業金融相談窓口 025-285-6887〕

※日本政策金融公庫、商工中金でも実質無利子・無担保融資を取り扱っています。

### ◆新型コロナウイルス感染症対策特別融資 (県制度融資)

売上が減少している中小企業者の資金繰りを支援

### ◆元金の返済猶予 (県制度融資)

県制度融資を借り入れ、返済が始まっている方に対し、最長1年までの返済猶予

〔中小企業金融相談窓口 025-285-6887〕

### ◆マル経融資 (日本政策金融公庫)

商工会議所・商工会の経営指導を受けている小規模事業者を対象とした無担保・低利融資 (一定の売上減少の場合は無利子)

売上減少に伴い

## II. 事業全般に広く使える給付金

### ◆持続化給付金 (経済産業省)

売上が前年同月比で50%以上減少した方を対象とした給付金  
個人事業主 100万円 (最大)、法人200万円 (最大)

〔持続化給付金コールセンター (0120-115-570) 〕

従業員の雇用を守るため

## III. 手当への助成金

### ◆雇用調整助成金 (新潟労働局)

一時休業等を行い、労働者の雇用維持を図った事業主の休業手当の一部を助成  
助成率：中小企業4/5、大企業2/3

(解雇等をしない場合 中小企業：9/10、大企業：3/4)

〔コールセンター 0120-60-3999〕

## IV. 経営など困り事の相談

### ◆よろず支援拠点 (NICO内) 025-246-0058

中小企業診断士等の経営専門家による資金繰り等の経営相談

### ◆中小企業金融相談窓口 (県) 025-285-6887

県制度融資等の資金繰り等の金融相談

### ◆商工会議所・商工会

(最寄りの商工会議所、商工会にお尋ねください)

経営指導員などによる資金繰り相談やマル経融資の申請書作成支援等

### ◆農林漁業金融相談窓口 (県) 025-280-5301

農林漁業者の資金繰り等の経営相談

## V. 税制上の支援措置

① 厳しい経営環境にある中小事業者等に対し、令和3年度課税分の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等を軽減

② 新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難となった場合に、無担保かつ延滞金なしで、1年間納税等を猶予

〔問い合わせ先〕①各市町村税務担当課

②国税：関東信越国税局猶予相談センター (048-615-3007)

県税：新潟県税務課 (025-280-5048)又は各地域振興局県税部

市町村税：各市町村税務担当課

### 県の休業要請に基づき休業した方への協力金

休業要請に応じて、施設の休止等に協力した中小企業等へ協力金を支給

1事業者当たり 10万円

〔新潟県緊急事態措置・協力金相談センター025-280-5222〕